

社会福祉法人中島村社会福祉協議会
感染症の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人中島村社会福祉協議会

感染症の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人中島村社会福祉協議会
中島村社会福祉協議会居宅介護支援事業所
中島村社会福祉協議会指定通所介護事業所
中島村地域包括支援センター

社会福祉法人中島村社会福祉協議会「以下「本会」という。」が実施する事業における感染症の予防及びまん延防止のために本指針を定める。

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2. 感染症の予防及びまん延防止のための体制

(1) 感染対策委員会の設置

①設置の目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

②感染対策委員会の構成メンバー

- ・ 事務局長
- ・ 係長
- ・ 各事業所の感染対策担当者
- ・ 感染対策の知識を有するもの
- ・ 事務局長が必要と認めるもの

③感染対策委員会の委員長は、事務局長とする。副委員長は事務局長が指名する。

④委員会は、委員長が招集する。

⑤感染対策委員会の開催

おおむね6ヶ月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

⑥感染対策委員会の役割

- (ア) 事業所内感染対策の立案
- (イ) 感染症発生時の対応の検討
- (ウ) 情報の収集、整理、全職員への周知
- (エ) 行動マニュアル（BCP）等の作成
- (オ) 事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

⑦感染対策委員会の事務局は、総務係が行う。

3. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防方法である「標準予防策（スタンダード プリコーション）」を徹底する。標準予防策とは、血液や体液、分泌物、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる、感染拡大のリスクを軽減するための標準的な予防策である。

【標準予防策の主な内容】

(1) 手指消毒（手洗い、手指消毒）

- (2) 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用
- (3) 呼吸器衛生（咳エチケット）
- (4) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

4. 発生時の対応

- (1) 事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。
- (2) 感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。
- (3) 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。
- (4) サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。

5. 感染症対策マニュアルの活用

「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」、本会「感染症の予防及びまん延防止のためのマニュアル」等を踏まえ、感染対策に常に努める。

6. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに関覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。

附 則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。